

人権の尊重

SOCIAL 

▶方針・考え方

当社グループは、関西電力グループ行動憲章において、人権を国際社会共通の普遍的な価値ととらえ、人権に関する国際的な規範を支持し、あらゆる事業活動において人権を尊重する旨を記載するとともに、人権尊重への取組みを推進してきました。

このような中、「ビジネスと人権に関する行動計画(NAP)」の公表等、今日、社会における人権尊重への意識がより高まっていることを踏まえ、「ビジネスと人権に関する指導原則」に準拠した人権尊重に関する方針として、2021年12月、「関西電力グループ人権方針」を制定しました。

本方針は、「関西電力グループ経営理念 Purpose & Values」、「関西電力グループ行動憲章」に基づいた人権に関する最上位の方針として位置づけています。

当社グループは、本方針に掲げる「国際人権章典」、国際労働機関(ILO)の「労働の基本原則および権利に関する宣言」および人権に関する国際規範等に則り、事業活動に関連する人身取引および強制労働、児童労働、差別、ハラスメント、労働安全衛生上のリスク、プライバシー侵害、環境に関する権利等を含む国際的に認められた人権侵害による人権への負の影響の防止・軽減にむけた取組み(人権デュー・ディリジェンス)を推進し、企業としての人権尊重への責任を果たし、全ての人間の尊厳と人権が尊重される社会の実現を支援していきます。

◆関西電力グループ人権方針 前文

関西電力グループは、「関西電力グループ経営理念 Purpose & Values」のもと、全ての役員、従業員がそれぞれの持てる知恵を結集し、協働することで、社会の持続的発展に貢献し、全ての人間の尊厳と人権が尊重される社会の実現を支援していきます。

関西電力グループは、当社グループの事業活動に関わる全ての方々の人権の尊重を表明するために、「関西電力グループ人権方針(以下「本方針」といいます。)」をここに定め、人権尊重の取組みを推進します。

本方針は、「関西電力グループ経営理念」、「関西電力グループ行動憲章」に基づいた人権に関する最上位の方針として、関西電力グループの全ての事業活動における基盤とします。

●人権デュー・ディリジェンスの体制

事業活動と関係する負の影響(人権侵害リスク)を特定し、防止・軽減する取組みの状況等について、社長を議長とするサステナビリティ推進会議に報告し、本会議で人権デュー・ディリジェンスの実施状況を確認しています。

●人権デュー・ディリジェンスの取組み状況について

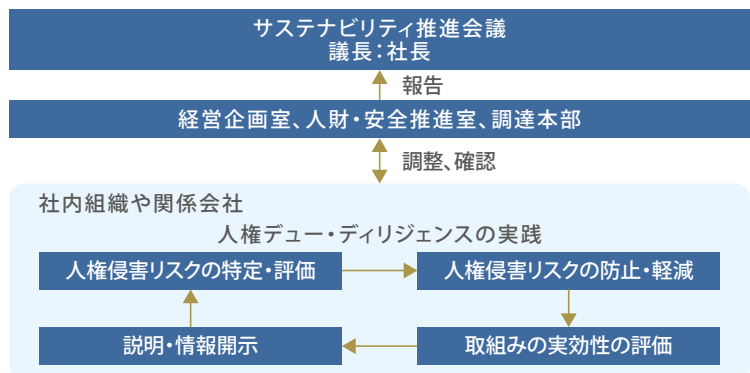
2025年度は、当社および関西電力送配電(株)の全ての部門へ対象を拡大するとともに、2024年度に選定した重要な人権テーマを踏まえ、各部門において人権侵害リスクの見直しを行いました。各部門では、特定した人権侵害リスクの顕在化を予防・低減するための対策を策定し、継続的に実施しています。また、人権を含む調達ガイドラインの各項目について、主要な取引先にアンケートを実施するとともに、説明会等の機会を活用して取引先のみなさまへフィードバックを実施しています。

今後の取組みについては、社会情勢およびステークホルダーからのフィードバックを踏まえ、人権侵害リスクを適宜見直すとともに、対策の実効性を評価しながら、継続的な取組みを推進していきます。

また、関西電力グループへの取組みの拡大にあたっては、当社での先行実施結果を踏まえながら、グループ会社とのコミュニケーションを進めつつ、展開していきます。

なお、詳しい取組み状況については、当社ホームページで公開しています。 

<http://www.kepcoco.jp/sustainability/society/due-diligence/index.html>



●救済窓口

当社および関西電力送配電(株)では従業員だけでなく、あらゆるステークホルダーからの相談を受け付けています。

「コンプライアンス相談窓口」と「人権・ハラスメント相談窓口」を整備しており、従業員向けには、社内ポータルサイトに掲載するとともに、研修等を通じて周知しています。また、お客さま、地域社会、取引先などの方は、当社ウェブサイト上の「お問い合わせ」窓口等で相談を受け付けています。相談者が安心して相談できる、かつ実効的な仕組みとなるよう、救済窓口の担当職員を対象にグリーンバンスメカニズムの考え方等に関する勉強会を開催しています。今後も、救済窓口のあり方について社外有識者の助言を得て継続的に見直しを行い、人権への負の影響が生じた場合には、適切かつ効果的な救済が行われる体制の強化を進めていきます。

●対話・協議

当社および関西電力送配電(株)は、人権方針の策定や啓発活動の実施にあたり、社外の有識者から助言を得ながら進めてきました。

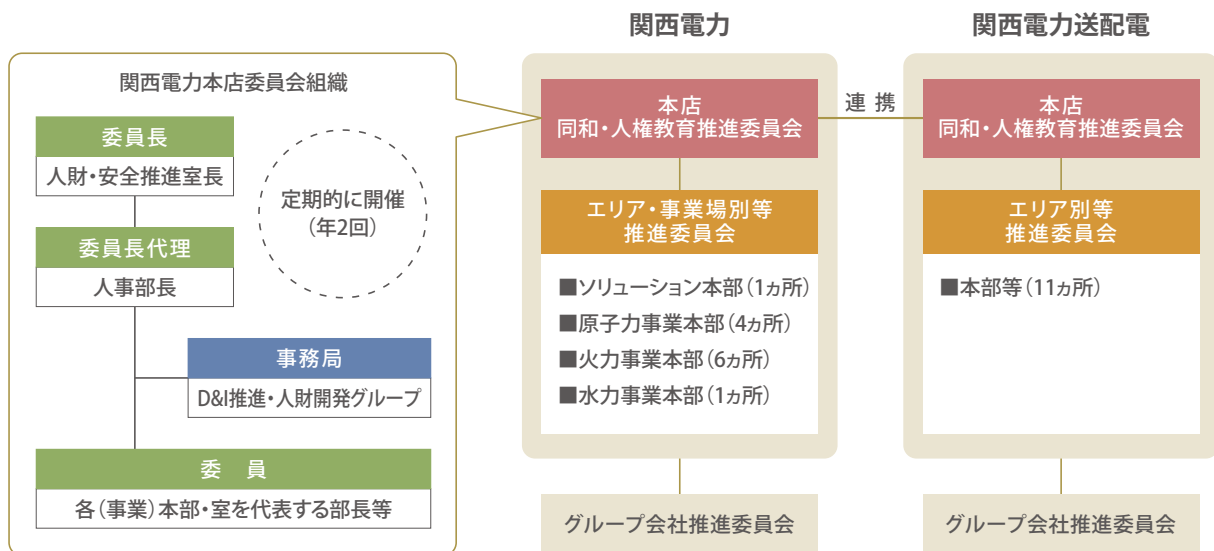
2025年度は、人権デュー・ディリジェンスをより充実したものとするため、ILO駐日事務所プログラムオフィサー 渉外・労働基準専門官の田中竜介さまにご協力をいただき、取組みへのレビュー、アドバイスなどをいただき、参加者からも取組みの実効性の評価や現場の視点の活かし方など多くの質問が出され、活発な意見交換となりました。

今後も、ステークホルダーとの対話・協議を通じて人権尊重の取組みを推進していきます。

▶体 制

●人権教育推進体制

当社および関西電力送配電(株)では、本店および各地域の事業活動拠点等において「同和・人権教育推進委員会」を設置し、年度の人権教育基本計画の策定や人権啓発・研修の実施状況の確認などを行うとともに、さまざまな人権課題を共有し、人権尊重の取組みをグループ全体で推進しています。



▶目 標

2026年度関西電力同和・人権教育基本計画

すべての従業員が
年1回以上受講することを目標に、
人権研修を推進する。

2026年度関西電力送配電同和・人権教育基本計画

2025年度実績 一人当たりの受講回数

2.59回 (前年比較 +0.87回)
延べ 47,535人受講

※2024年度実績 1.72回

▶ 取組み

● 人権啓発やハラスメント防止に向けた取組み

当社および関西電力送配電(株)では、人権を尊重する企業の責任について理解と認識を深めるとともに、あらゆる事業活動において一人ひとりが責任ある行動をとれるように、経営層や全従業員を対象に人権研修を継続的に実施しています。

2025年度は、従業員全体を対象としたビジネスと人権に関する理解促進を図るためのeラーニングや、各部門でビジネスと人権を推進する実務者を養成するための人権デュー・ディリジェンス実務者向け研修を実施しています。

また、従業員が、マイノリティをはじめとした個々人の多様性を尊重する意識を持つことは、事業活動におけるあらゆる人権問題の予防にもつながることから、「多様性」をテーマに、多くの講演実績を有する立教大学の西井開特任准教授を講師に迎え、「男性の特権と抵抗そしてポジティブな変化へ向けて」と題して、アンコンシャス・バイアスや男性特権についてご講演いただきました。さらに、当社グループの人権に対する考え方や具体的な取組みを、ビジネスパートナーやサプライヤーをはじめとするステークホルダーのみなさまに分かりやすくお伝えするためにリーフレットを作成しました。

◆ 2025年度における特徴的な研修と受講実績

研修内容	対象者
ビジネスと人権eラーニング	16,553人
人権デュー・ディリジェンス実務者向け研修	163人
人権講演会 ～男性の特権と抵抗そしてポジティブな変化へ向けて～	136人
LGBTQ ALLY研修	1,711人
ハラスメント防止に関する職場ディスカッション	7,356人

◆ 人権講演会

「男性の特権と抵抗そしてポジティブな変化へ向けて」



◆ ビジネスパートナー向けリーフレット



● グループや自治体などと一体となった取組み

グループ全体で人権尊重の取組みを推進していくために、「グループ会社人権情報交換会」を年2回開催するとともに、国や自治体の活動をはじめ、大阪市企業人権推進協議会などの連絡会組織の活動に対しても積極的に参画しています。

● 関連データ

[関西電力グループ人権方針](#) [人権デュー・ディリジェンス](#) [救済・対話](#) [人権啓発](#)

▶ カスタマーハラスメントに対する取組み

グループで働く一人ひとりが心身ともに安心できる職場環境を確保し、お客さまやお取引先のみなさまと一層良好な関係を構築するため、「関西電力グループカスタマーハラスメントに対する基本方針」を策定・公表しています。

● 関連データ

[カスタマーハラスメントに対する基本方針](#)